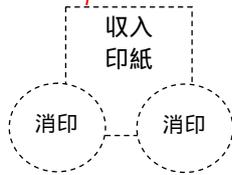


継続的取引の場合、4,000円の収入印紙を貼付します。契約期間が3ヶ月以内で、かつ更新の定めのないものは除きます。収入印紙には必ず消印をします。



契約書作成とコメント等の削除方法について  
テンプレート中の 黒マルの箇所を各自用書き換えてご利用ください。  
コメントの記載されたオブジェクトは、ページ毎にグループ化していますので、ページ毎にオブジェクトをクリックして Delete キーを押すとページ内は一括削除されます。

## 継続的取引の場合（個別契約なし）

# 売買基本契約書

### 契約書作成のポイント

1. 継続的取引契約では、通常の売買契約で定めている、「代金の支払方法」、「目的物の引渡場所」並びに「契約期間の定め」は当然のことながら、更に次の事項について規定を設けることにより、後日のトラブル防止に役立ちます。

#### (1) 危険負担条項

危険負担とは、売買の目的物に損害が発生した場合、売主と買主のどちらがその損害を負担するのかを定めるものです。通常は、引き渡し前は売主、引渡し後は買主が損害を負担します。

#### (2) 瑕疵担保条項

売買の目的物に隠れた瑕疵（欠陥）があったときに修理、取替え、返品などの売主が負う担保責任に関するものです。瑕疵担保責任を負う期間を定めることが重要となります。

#### (3) 契約解除条項

差押や民事再生手続等の申立てが行われたときは、無催告で契約を解除できるよう規定しておきます。

株式会社（以下「甲」という。）と 株式会社（以下「乙」という。）とは、甲と乙の間における継続的商品取引について、次のとおり基本契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は乙に対して、甲の製造する「」（以下「商品」という。）を、継続的に売渡し、乙は、これを継続的に買受ける。

（再販条件）

第2条 乙は、前条の商品を再販売するに際し、他の競合販売会社と比べ著しく安価な価格設定となる場合には、甲の事前承認を得なければならないものとする。

（個別売買の成立）

第3条 乙は、甲所定の発注書で甲に発注を行うものとする。

- 2) 甲が前項の発注を受け、注文請書を乙に交付したときに、個別売買契約が成立したものとする。

（納品及び検査）

第4条 甲は、乙から発注を受けた商品を乙の指定する場所に、約定の期日までに乙指定の納品伝票を添付し納品するものとする。

- 2) 乙は納品後 営業日以内に数量及び品質の検査を行い、甲にその結果を通知するものとする。
- 3) 甲は、乙から前項の検査により数量不足若しくは品質不良を通知されたものについては、速やかに甲の費用をもって追加納品若しくは代替品の納品をしなければならない。
- 4) 乙が第2項の期間内に結果を通知しない場合、当該商品は合格したものとする。

（納期遅延）

第5条 甲の責に帰すべき事由により、個別契約で定めた納期までに商品を納入できないと認められるときは速やかにその理由等を書面により乙に対し通知し、乙の指示を受けるものとする。

（所有権の移転等）

第6条 本件商品の所有権は、第4条第2項による検査に合格したときに甲から乙に移転するものとする。

(代金の支払)

第7条 乙は、甲に対し、毎月末日までに納品した分につき、翌月末日までにその代金を甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、この場合の振込手数料は、甲の負担とする。

(返品)

第8条 乙は下記のいずれかに該当する場合を除き、商品を甲に対して返品することはできないものとする。

(1) 納入された商品が甲の責に帰すべき事由にもとづき、汚損し、き損し、その他瑕疵のあるものであった場合

(2) 納入された商品が注文した商品と異なっていた場合

2) 乙が前項により商品を返品する場合、納入のあった日から 日以内に甲に対して返品しなければならない。

(危険負担)

第9条 甲又は乙の責めに帰すべき事由以外の事由による本件商品の滅失、毀損その他の損害は、第4条1項の納品のときをもって区分し、納品のときまでは甲の、納品以後については乙の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第10条 商品について隠れたる瑕疵があるときには、甲は、代替品の納入若しくは当該代金の返還を行うものとする。

2) 前項の瑕疵担保責任の存続期間は、商品の所有権が移転したときから ヶ月間とする。

無催告による契約解除ができる条文を設けておくことによって債権回収の時間的リスクを減少することが可能となります。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、 ヶ月前の書面による予告を相手方になすことにより、本契約を解除することができる。

2) 甲または乙が下記のいずれかに該当するときは、書面によって改めるよう催告し、かかる催告の後 日を経過してもなお改められないときは、催告をしないで本契約を解除することができる。

(1) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受け、民事再生手続、会社更生手続の開始、破産もしくは競売の申し立

てを受け、または自ら民事再生手続、会社更生手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき。

(2) 事業の廃止もしくは変更、または合併もしくは解散の決議をしたとき。

(3) 手形交換所による不渡処分を受けたとき。

(4) その他本契約の条項に違反したとき。

3) 甲が前項により契約を解除したときは、乙は本契約にもとづく商品代金の全額をただちに現金で支払わなければならない。

#### (事前通知)

第12条 乙は甲に対して、本契約に基づく乙の販売活動に影響を及ぼすおそれのある事由が生じたときは、あらかじめ、書面をもって甲に通知するものとし、乙の事業に変更を加える場合には、更に甲からの事前承諾を受けるものとする。

#### (不可抗力)

第13条 天災地変等の甲に起因しない事由により、甲から乙への商品引渡しに支障が生じた場合には、甲は乙に対して何ら損害賠償の責に任ずることはない。

#### (契約期間)

第14条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの満 年とする。

2) 但し、期間満了の ヶ月前までに、甲乙のいずれかから相手方に対して、本契約を終了する旨の申出がなされない場合は、本契約は期間満了の翌日から更に満 ヶ年間延長されるものとし、以後も同様とする。

#### (協議)

第15条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又は、本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙各誠意をもって協議し、これを解決する。

#### (合意管轄)

第16条 本件に関して生ずる一切の法的紛争の解決については、 地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

住所 県 市 町 丁目 番 号  
(甲)氏名 株式会社  
代表取締役 印

住所 県 市 町 丁目 番 号  
(乙)氏名 株式会社  
代表取締役 印